

事 務 連 絡
令和3年7月15日

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

宅地建物取引業法に基づく申請・届出方法の変更について（依頼）

本県の建築行政の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当課では、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、感染拡大防止の対応として、宅地建物取引業法に基づく申請・届出につきまして、当面の間、下記のとおりのお取り扱い（郵送受付の推奨、新規の宅建業免許申請に係る窓口対応の事前予約制）とすることといたしました。

については、別添の「宅地建物取引業法に基づく申請・届出方法の変更のお知らせ」*により、会員の皆様へ周知・広報していただけますようよろしくお願いいたします。

※県HPにも掲載いたしますので、ご参照ください。

記

1 変更内容

(1) 郵送による受付の推奨

- 宅建業法に基づく各種申請・届出は極力郵送によること（新規の免許申請を除く）
- ※ 郵送手続きが困難な場合には、下記（2）と同様、事前に電話予約をすること

(2) 新規の宅建業免許申請に係る窓口対応の事前予約制

- （郵送手続きの対象外である）新規の免許申請については、事前に電話予約をすること

(3) 留意事項

- 予約されず来課された場合には、予約の方を優先すること
- 窓口対応は最低限の書類のチェックのみとし、対応時間を短縮させていただくことがあること
- 来課の際には、引き続きマスク着用等の咳エチケットに留意すること
- 申請・届出の郵送手続きは、一般書留もしくは簡易書留等によること
- 申請・届出にあたっては、県HPの記載例・チェックシートを活用し十分な事前確認をすること
- 書類一式のコピーを取り手元に保管すること
- 宅建業免許申請（更新）については、更新期限に余裕を持った早めの申請をすること

【お問合せ先】

茨城県土木部都市局建築指導課

監察・免許グループ

電話番号：029-301-4722